



平成22年9月1日

金融庁総務企画局企業開示課開示業務室 御中

近畿青年税理士連盟
代表幹事 坂本和徳



〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目3番1-600号

大阪駅前第1ビル6階1-102号

TEL06-6456-3312

「公認会計士制度に関する懇談会」の中間報告書に対する意見書

我々近畿青年税理士連盟は、近畿二府四県の税理士約1,100名が参加し、申告納税制度の理念を基礎とした国民のための税理士制度の確立を目指している団体です。

さて、貴庁におかれましては「公認会計士制度に関する懇談会」の中間報告書（以下「中間報告書」という。）について意見募集を行われています。

そこで当連盟は貴庁の要請に応えるべく、当連盟において取り纏めた中間報告書に対する意見書を提出することにしました。

参考意見として取り上げていただきますよう、お願い申し上げます。

1. 「会計プロフェッショナル」の創設に反対である

中間報告書の2ページには「公認会計士試験合格者の経済界等への就職が進んでいない。」とあるが、これは平成15年の公認会計士試験制度の改正（以下「平成15年改正」という。）時に想定していた試験合格者の経済界等への雇用に対する需要、即ち「内部監査の担い手としての公認会計士」という需要が無かったことの証左である。

中間報告書の11ページには「我が国においても、非監査サービスや財務・経理等の企業内実務に従事するプロフェッショナルの数を今後増加させることが必要である」とあるが、監査業務や税務業務以外の業務は、特定の資格を必要とせず、従来から会計の専門家である税理士や簿記検定1級合格者等も存在している。そこで新たに「会計プロフェッショナル」の国家資格を創設することは平成15年改正の本来の目的である「監査の充実・強化」以外にその需要を求めることとなり、国民から負託された「監査の充実・強化」という公認会計士の使命からも逸脱しており許されない。

したがって、「会計プロフェッショナル」の国家資格を創設することには反対である。

2. 試験合格者数が適正な規模となれば待機合格者の問題は解決する

中間報告書の3ページには「待機合格者をできるだけ出さないようにするためには、合格者数の見直しだけでは必ずしも十分でなく、何らかの制度的対応が不可欠である」とあるが、国家資格制度は国民の権利を保護するための制度であり、税理士制度や公認会計士制度においては、その重要性に鑑み資格の付与時には試験合格に加え、実務経験その他の要件が付されている。

従って、待機合格者のためにその要件を緩和する制度的対応を施すことは、国民の権利を保護するための国家資格制度に混乱を招くことになり、国民の目線からは到底認められるものではない。

そもそも多数の待機合格者が発生している原因は、平成15年改正という政府の失策により公認会計士に対する需給バランスが崩されたことである。従って、合格者数が平成15年改正前と同程度の適正な規模となるように見直すことだけで待機合格者の問題は解決するものとする。

3. 公認会計士の制度改革の議論においても、税理士法3条第1項第4号の廃止を含めて検討すべきである

中間報告書の13ページには「これまでと同様に、税務の資格は、公認会計士となるための資格を得た段階で付与され得るものとする」とあり、現行の税理士法3条第1項第4号においては、公認会計士には税理士資格が自動付与されることとなっている。

しかし、公認会計士と税理士は異なった使命を有しており、それぞれの使命の下で必要とされる資質の検証基準は当然に異なる。平成15年改正以後、税理士となるために公認会計士試験を受験する「監査業務への従事を目的としない受験生」の増加が報告されている。監査業務に従事しない公認会計士の増加と、本来の資質検証手段である税理士試験を受験しない税理士の増加は、国民の権利を保護するための国家資格制度として問題があり、現行の制度を継続すれば、国家資格制度に対する国民の信頼を失うことにもなりかねない。

したがって、公認会計士の制度改革の議論においても、税理士法3条第1項第4号の廃止を含めて検討すべきである。

以上